

愛知医科大学病院長候補者選考基準

平成 30 年 10 月 22 日
学校法人愛知医科大学 理事長

現病院長の任期が平成 31 年 3 月 31 日に満了となることに伴い、次期病院長候補者の選考を行うため、医療法施行規則第 7 条の 2 及び愛知医科大学病院長任用規程第 4 条第 3 項の規定に基づき、病院長となることができる者の基準を公表します。

記

1. 愛知医科大学の臨床医学部門の教授（大学附属施設，医学部附属施設及び研究所の臨床医学系教授を含む。）であること。
2. 医療安全管理業務の経験，患者安全を第一に考える姿勢・指導力等の医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有すること。
3. 医療機関等における経営管理に関する識見並びに組織管理経験等を含んだ組織管理能力等の愛知医科大学病院（以下「病院」という。）を管理運営する上で必要な資質及び能力を有すること。
4. 病院が懸案とする当面の課題を解決する意欲及び能力を有すること。

病院が懸案とする当面の課題は、以下のとおりとする。

- (1) 経営基盤強化に向けた各部門の体制整備・目標の明確化
- (2) 高度急性期医療を中心に最新の医療を安全に実践するための診療機能向上・体制強化
- (3) 臨床医学研究・先端医療開発の充実
- (4) 明日の臨床医学・次世代医療を担う医療人の育成に向けた取組
- (5) 診療・研究・教育のバランスがとれたミッション達成に向けた教職員の適正配置
- (6) 地域医療の充実に向けた施策の推進